社員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第14条ないし第18条の規定に基づき、一般社団法人日本CPサッカー協会(以下「本協会」という)の社員(以下「正会員」という)の入社及び退社に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

- 第2条 本協会の目的、事業に賛同し、協会の運営、事業に関わった実績を有したもので、社員総会 への入会希望を提出し、社員総会で認められた者。
 - 2. 正会員は、入会金及び年会費を納入しなければならない。なお、社員総会にて別に定める基金取扱規程に基づく基金の拠出の取り決めがなされた場合は、併せて納入しなければならない。

(入社手続)

第3条 正会員になろうとする者は、所定の入社申込書を提出しなければならない。

(任意退社)

第4条 正会員は所定の退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(会費及び入会金)

第5条 正会員は、入社するときに入会金5万円並びに年会費を1万円、以後毎年年会費1万円を納入しなければならない。

(会費の使涂)

第6条 第5条の会費及び入会金は、毎事業年度における事業運営費として使用する。

(除名)

第7条 正会員が定款第19条及び第20条の事由に該当するときは、社員総会の決議により除名する ことができる。

(社員総会)

第8条 すべての正会員をもって社員総会を構成し、定款第7章の各条項に基づき運営する。

(改正)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

2023年4月10日 改定